

第4節

複雑で多様な地域紛争と国際社会の対応

1 国際社会の安定化のための努力

近年、世界各地で発生している地域紛争の性格は必ずしも一様ではなく、民族、宗教、領土、資源などのさまざまな問題に起因し、それぞれの地域において重層的に絡み合っているものもあり、その態様も、武力紛争から軍事的対峙の継続までさまざまである。さらに、気候変動のような地球規模の問題による影響が紛争の要因になる可能性もあるという指摘もあり¹、また、紛争にともない発生した人権侵害、難民、飢餓、貧困、テロなどが国際問題化する場合なども見られる。そのため、国際社会にとっては、このような複雑で多様な紛争の性格を見極め、それぞれの性格に応じた国際的枠組や関与のあり方を検討し、適切な対処を模索することがより重要となっている。

冷戦終結後、それまで十分に機能していなかった国連による平和維持の制度に対する期待が高まり、多くの国連平和維持活動 (PKO) が設立された。その任務は、停戦や軍の撤退などの監視といった伝統的な任務に加え、武装解除の監視、治安部門の改革、選挙や行政監視、難民帰還などの人道支援など、文民の活動を含む幅広い分野にわたるようになった。また、近年では、紛争に適切

に対処するための方法として、欧州連合 (EU) やアフリカ連合 (AU) のような地域的枠組による取組や、国連安保理決議により権限を与えられ、多国籍軍が治安維持や人道復興支援などにあたる例もみられる。さらに、平和維持のみならず、紛争防止や平和構築に向けた取組も活発化している²。

一方で、近年のPKOをめぐる環境は厳しさを増している。国連憲章第7章のもとでの強力な権限を与えられる活動も設立されるようになったが、社会基盤が整備されていない地域で活動を効果的に行う観点からも、機材の確保や要員の安全確保、部隊の能力向上などが課題となっている。国連PKO局・フィールド支援局は、09 (平成21) 年7月、国連PKOが直面する政策面および戦略面の主要なジレンマを評価し、関係者の間で解決策を論じるために「新たなパートナーシップ・アジェンダ：国連PKOのニュー・ホライズン計画」を作成した³。国連はこの文書を土台にいわゆるニュー・ホライズン・プロセスと呼ばれる検討を開始し、10 (同22) 年10月、同プロセスの進捗状況に関する報告書を発表した。この報告書の中で、これまで規模が拡大してきたPKOが整理・

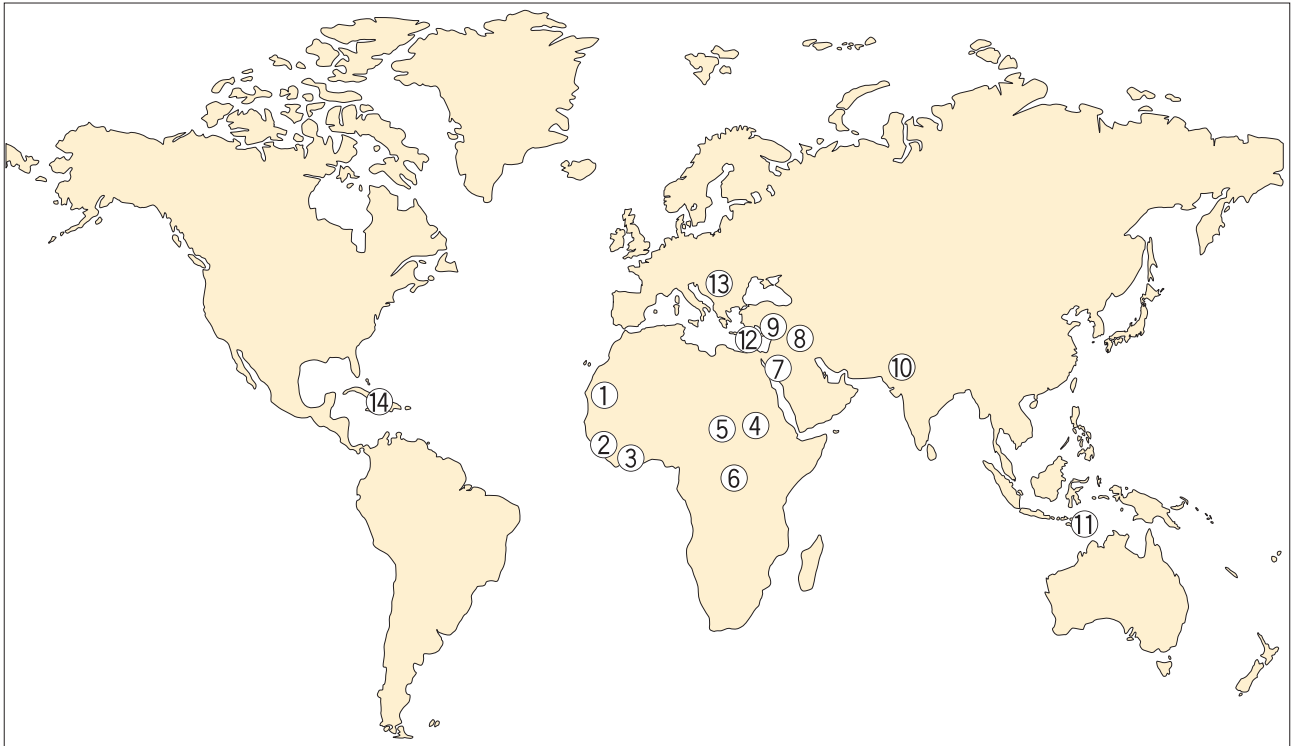
1 07 (平成19) 年4月、国連安保理において、気候変動が安全保障に与える影響を検証するための公開討論会が開催され、非理事国を含む55か国が参加するなど、近年、気候変動が安全保障環境に影響を与え得るとの認識が急速に共有されつつある。

また、10 (同22) 年2月に米国防省が公表した「4年ごとの国防計画の見直し」(QDR) では、気候変動が将来の安全保障環境を形成する上で重要な要因の一つとしており、水や食糧の不足や病気の蔓延などを引き起こすことで不安定な状態や紛争を加速させようとしている。

2 07 (平成19) 年10月に紛争防止を担う国連政務局の強化が提案されたほか、紛争後の平和構築のための統合戦略を助言する平和構築委員会が、06 (同18) 年以降本格的な活動を開始し、現在、ブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ、中央アフリカ、リベリアおよびギニアの6か国を正式議題に取り上げている。

3 国連PKOの任務の多様化、拡大が進み、国連PKOがその能力の限界に達するという困難な状況に直面する中、PKOの現状分析および改善の方向性を示した。また、関係者間での継続的な協議の必要性、PKO マンデート実施の方策に関する指針および戦略構築の必要性などを指摘し、さらに、国連PKOに決定的に不足しているものとして、ヘリコプターなどの機動力、兵站輸送部隊、情報収集能力、専門化された警察、女性の要員などをあげている。

図表I-1-4-1 活動中の国連平和維持活動一覧



(注)国連による(2011年5月末現在)。

アフリカ

| | ミッション名 | 設立 |
|---|--------------------------------|---------|
| ① | 国連西サハラ住民投票監視団 (MINURSO) | 1991. 4 |
| ② | 国連リベリアミッション (UNMIL) | 2003. 9 |
| ③ | 国連コートジボワール活動 (UNOCI) | 2004. 4 |
| ④ | 国連スーダンミッション (UNMIS) | 2005. 3 |
| ⑤ | ダルフルール国連・アフリカ連合同ミッション (UNAMID) | 2007. 7 |
| ⑥ | コンゴ民主共和国安定化ミッション (MONUSCO) | 2010. 7 |

中東

| | ミッション名 | 設立 |
|---|---------------------|---------|
| ⑦ | 国連休戦監視機構 (UNTSO) | 1948. 5 |
| ⑧ | 国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF) | 1974. 6 |
| ⑨ | 国連レバノン暫定隊 (UNIFIL) | 1978. 3 |

アジア

| | ミッション名 | 設立 |
|---|----------------------------|---------|
| ⑩ | 国連インド・パキスタン軍事監視団 (UNMOGIP) | 1949. 1 |
| ⑪ | 国連東ティモール統合ミッション (UNMIT) | 2006. 8 |

欧州

| | ミッション名 | 設立 |
|---|------------------------|---------|
| ⑫ | 国連キプロス平和維持隊 (UNFICYP) | 1964. 3 |
| ⑬ | 国連コソボ暫定行政ミッション (UNMIK) | 1999. 6 |

米州

| | ミッション名 | 設立 |
|---|--------------------------|---------|
| ⑭ | 国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) | 2004. 6 |

統合に向かっている可能性があること⁴、PKO改革の課題として、文民保護⁵や平和構築など重要分野における

指針の策定、任務実施に必要な能力の向上などの分野に関し、集中的に取り組が行われたことなどが指摘された。

2 地域紛争の現状

1 アフガニスタン情勢

9.11テロ直後の01(平成13)年10月以来、米国は、各国とともに、アフガニスタンおよびその周辺において、アルカイダやタリバーンに対する軍事作戦を継続している。

アフガニスタンの治安情勢は、依然として不安定である。特に、パキスタンと国境を接する南部、南東部および東部の治安は懸念すべき状況にある。また、これらの地域より治安が安定しているものの首都カブールや北部、西部でも爆弾テロなどが発生している。このような中、アフガニスタンでは、「不朽の自由」作戦(OEF)の一環としてのタリバーンなどの掃討作戦やNATOが主導する国際治安支援部隊(ISAF)¹による治安維持支援といった国際社会による取組が行われている。また、地方復興チーム(PRT)が、アフガニスタン各地で治安環境改善および復興支援を行っている²ほか、国連アフガニスタン支援ミッション(UNAMA)が、アフガニスタン政府、ISAF、国連関係機関などの間で政治、復興開発、人道支援といった諸分野で調整を行っている。これ

に加え、アフガニスタン政府は、国際社会の支援を受け、アフガニスタン治安部隊(国軍・警察)の整備など³、治安改善のための努力を行ってきた。他方、アフガニスタンの復興には、汚職の防止、法の支配の強化、治安の回復、麻薬対策の強化、地方開発の促進など課題が山積しており、引き続き国際社会による支援が必要である。

アフガニスタンと国境を接するパキスタンにおいて、国境地域の連邦直轄部族地域(FATA)は引き続きアルカイダ、タリバーンや多くの過激主義勢力の重要な拠点

1-4 派遣人員数は、バルカン半島やソマリアへの大型PKO派遣が行われていた93(平成5)年以降、一時は約1万2,000人にまで減少したが、00(同12)年頃からアフリカ、中東を中心に大型ミッションが増加したことにより再び上昇に転じ、10(同22)年には展開規模が史上最高となった(同年3月末時点:15ミッションに約10万2,000人派遣)。しかし、同年12月末に国連中央アフリカ・チャド・ミッション(MINURCAT:United Nations Mission in the Central African Republic and Chad)のマンデートが終了したことなどにより減少に転じ、11(同23)年5月末現在、全世界で14のPKOが展開し、114か国、約9万9,000人が参加している。

5 近年、PKO活動における文民保護の重要性は増している。たとえば、コートジボワールにおいては、10(平成22)年11月に実施された大統領選挙の結果を受け入れず、退陣を拒否するバグボ前大統領派が、国際社会が認めた当選者であるワタラ元首相支持派や国連コートジボワール活動(UNOCI:United Nations Operation in Cote d'Ivoire)に対して攻撃を行った。これに対し、国連安保理は11(同23)年3月、決議第1975号を採択し、文民への重火器の使用阻止を含め、文民保護実施のために必要なあらゆる手段を講じるUNOCIの権限を確認した。この決議および決議第1962号に基づき、UNOCIとコートジボワール駐留仏軍は、文民への重火器の使用を阻止するため、バグボ氏側が重火器を使用している拠点に対する攻撃を実施した。その後バグボ氏はワタラ元首相派の部隊によって拘束された。

2-1 国連安保理決議第1386号(01(平成13)年12月20日)により、カブール周辺の治安維持を主たる任務として設立が承認される。国連安保理決議第1510号(03(同15)年10月13日)により、03(同15)年12月以降、展開地域を逐次拡大し、06(同18)年10月からはアフガニスタン全土に展開している。カブールにある総司令部のもとにISAF統合コマンド、アフガニスタンNATO訓練ミッションおよびISAF特殊部隊を置き、さらにISAF統合コマンドのもとに6個の地域管区を置いている。治安の維持についてアフガニスタン政府を支援しており、11(同23)年6月現在、48か国から約13万2,000人の兵員が派遣されている。

2 PRTは、アフガニスタン中央政府の権威の地方への拡大を目的として、軍人および文民復興支援要員から構成され、治安環境改善と復興事業を実施している。11(平成23)年6月現在、28個のチームが各地で活動している。

3 アフガニスタン国軍は約16万4,000人(11(平成23)年6月現在)、アフガニスタン警察は約12万6,000人(同年6月現在)である。また、同年10月までに、それぞれ約17万2,000人および13万4,000人まで拡大することを整備目標としている。

となっており、アルカイダが、タリバーンなどととも
要員の募集・訓練や資金集めのほか、米国に対する攻撃
に加えて、アフガニスタン、インドおよび欧州における
攻撃の計画を行っているといわれている⁴。このよう
な中、パキスタン政府は、国境地域においてテロリスト掃
討作戦などを行っている。

09 (同21) 年12月、オバマ米大統領は、アフガニ
スタンおよびパキスタンに対する戦略の見直しを発表し、
10 (同22) 年の早い段階に3万人を追加派遣するととも
に、11 (同23) 年7月に米軍の撤収を開始するとした⁵。
また、こうした軍事的な取組に加え、より効果的な民生
活動のためのアフガニスタン国民や国連などのパート
ナーとの協定のほか、パキスタンとの実効的なパート
ナーシップを通じた取組を行うとしている。

10 (同22) 年7月、アフガニスタンに関するカブール
国際会議において、14 (同26) 年末までにアフガニスタ
ン治安部隊がアフガニスタン全土における軍事作戦を主
導し実施するというカルザイ大統領の目標に対し、参加
国が支持を表明した。11 (同23) 年3月、同大統領は、
治安権限の移譲プロセスが同年6月にも開始される旨述
べるとともに、第一段階となる権限移譲の7つの対象地
域を発表した⁶。

11 (同23) 年6月、オバマ米大統領は、同年7月から
米軍の撤収を開始し、同年末までに1万人を、12 (同24)
年夏までに合計3万3,000人を撤収する方針を表明し
た。

2 イラク情勢

イラクでは、イラク自身や米国などによる治安回復へ
向けた努力もあり、07 (同19) 年後半からは、イラク国

民などに対する攻撃の発生件数およびテロなどによる犠
牲者数が減少するなど、治安は改善してきており、08
(同20) 年後半から09 (同21) 年にかけての米軍以外の
イラク駐留多国籍軍参加部隊の撤収、および10 (同22)
年8月の米軍戦闘部隊の撤収後も、このような傾向は基
本的に継続しているものとみられる。

他方、イラクは未だ多くの不安定要素を抱えており、治
安情勢は依然として脆弱なものであると考えられる。イ
ラク情勢の安定のために、治安対策のみならず、イラク
政府による自発的な国民融和促進のための政治的取組が
進められている。09 (同21) 年には、イラク憲法制定後
初の地方議会選挙、10 (同22) 年3月には2回目の国民
議会選挙が行われた。選挙後、各政党連合による連立交
渉が難航し、組閣に9か月余りを要したものの、同年12
月には第2次マリーキー政権が発足するなど、イラクの
国民融和達成に向けた政治プロセスに進展がみられた。

一方で、キルクークなどの係争地の帰属などが未解決
であり、また、石油・ガス法案ははまだ採択されていな
いなど依然として課題が多い。

イラク駐留多国籍軍について、国連安保理決議第
1790号によるマンデートの期限である08 (同20) 年末
までに、多くの派遣国が部隊を撤収した。09 (同21) 年
の年明け以降は、米国、英国、オーストラリアなど一部
の国がイラクとの協定を基に部隊を駐留させていたが、
米国以外の派遣国は、協定に基づいて同年7月末までに
多国籍軍に拠出していた部隊を撤収させた⁷。米国も協
定に基づき、同年6月末までに都市部から戦闘部隊を撤
収させ、10 (同22) 年8月末、オバマ米大統領は、戦闘
任務の終了を宣言した⁸。イラク駐留米軍は、11 (同23)
年末までに全ての部隊が撤収予定である⁹。

⁴ アルカイダやタリバーンなどの主要な安全地帯として、FATAのほか、パキスタンのクエッタやハイバル・パフトゥンハー州が指摘されている。米国国家情報長官 (DNI : Director of National Intelligence) 「年次脅威評価」(10 (平成22) 年2月)。

⁵ 10 (平成22) 年12月、米国政府は、戦略に対する評価の概要を公表した。この中で、戦略は機能しており、11 (同23) 年の早い段階においてアフガニスタンによる治安主導体制への移行を開始し、11 (同23) 年7月から状況に応じた責任ある米軍の撤収を開始するための状況を整えているとしている。

⁶ 11 (平成23) 年6月、NATO 国防相会合において、ベトレイアスISAF 司令官は、叛乱勢力に対する作戦の進展により、計画通り同年7月に7つの地域および県において、アフガニスタンへの治安権限移譲を開始することが可能であると報告した。

⁷ 10 (平成22) 年1月、イラク駐留多国籍軍はイラク駐留米軍に改編された。

⁸ 10 (平成22) 年9月、駐留米軍の任務は「イラクの自由作戦 (OIF : Operation Iraqi Freedom)」から、イラク治安部隊の訓練支援や民生的取組に焦点を置いた「新たな夜明け作戦 (Operation New Dawn)」に移行した。

⁹ 10 (平成22) 年11月および11 (同23) 年4月、ゲイツ米国防長官 (当時) は、11 (同23) 年以降の米軍駐留について、もしイラク側から要求があるならば、協議に応じる用意がある旨発言している。

3 中東和平をめぐる情勢

イスラエルとパレスチナの間では、93（同5）年のオスロ合意を通じて、本格的な交渉による和平プロセスが開始されたが、00（同12）年以降に始まった第2次インティファダ（民衆蜂起）が双方の暴力の応酬に発展し、交渉が中断した。03（同15）年、イスラエル・パレスチナ双方が、二国家の平和共存を柱とする和平構想実現までの道筋を示す「ロードマップ」を受け入れたが、その履行は進んでいない。パレスチナにおいては、パレスチナ解放機構（PLO）主流派のファタハと、イスラエルを承認せず対イスラエル武装闘争継続を標榜する、イスラム原理主義組織ハマスの間での抗争が継続するなど、政治的混乱が続いてきた¹⁰。最近では、08（同20）年末から翌年初めにかけて、ガザ地区からのイスラエルに対するロケット攻撃を受けて、イスラエル軍が同地区に対して空爆や地上部隊の投入などの大規模な軍事行動を行ったことにより、両者間の交渉は中断した。10（同22）年9月、米国の仲介でイスラエル・パレスチナ間の直接交渉が開始されたが、イスラエルによるヨルダン川西岸地区における入植活動をめぐって交渉は再び中断し、現時点で和平合意の実現には至っていない。

イスラエルとシリア、レバノンとの間では、いまだに平和条約が締結されていない。イスラエルとシリアの間には、第三次中東戦争でイスラエルが占領したゴラン高原の返還などをめぐる立場の相違があり、ゴラン高原には、イスラエル・シリア間の停戦および両軍の兵力引き離しに関する履行状況を監視する国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）が展開している¹¹。イスラエルとレバノンの間では、06（同18）年のイスラエルとイスラム教

シーア派組織ヒズボラとの紛争後、規模を拡大した国連レバノン暫定隊（UNIFIL）が展開し¹²、両国間では目立った衝突は発生していないが¹³、ヒズボラが再び戦力を増強しているとの指摘がある。

4 シリア情勢

シリアでは、11（同23）年3月以降、民主化等を求める反政府デモが各地で発生し、治安部隊との衝突により多数の死傷者が出る事態となった。これを受け、シリア政府は同年4月、緊急事態法の撤廃などの措置をとる一方、複数の都市に軍や治安部隊を投入し、武力によるデモの鎮圧を図っており、今後の見通しは不透明である¹⁴。

シリア治安当局によるデモの弾圧に対し、米国および欧州連合（EU）は、アサド大統領を含む政権幹部らに対する制裁措置を実施し、国民との対話を通じた政治改革の実施を求めている¹⁵。

5 リビア情勢

リビアでは、カダフィ革命指導者による統治が長期にわたって継続する中、11（同23）年2月に発生した反政府デモに直面して、カダフィ政権は自国民に対して暴力を行使するに至った。この状況に対応するため、国連安保理は、暴力の停止の要求やリビアへの武器提供の禁止などを内容とする決議第1970号に引き続き、リビアの空域における飛行禁止区域を設定し、またリビアにおける攻撃の脅威のもとにある文民およびその居住地域を保護することを目的として国連加盟国に対し必要なあらゆる措置を講じる権限を付与する決議第1973号を採択した。

10 11（平成23）年5月、ファタハとハマスの双方による暫定内閣樹立などを含む和解合意が成立した。

11 同地域においては、国連休戦監視機構（UNTSO：United Nations Truce Supervision Organization）の軍事監視要員も活動を行っている。

12 同上。

13 10（平成22）年8月、国境地帯で両国軍兵士による限定的な銃撃が発生し、死傷者を出す結果となるなど、時折緊張が高まる場面も見られるが、事態の拡大には至っていない。

14 こうした状況の中、11（平成23）年5月および6月には、イスラエルに抗議するパレスチナ支持者のデモ隊がシリア側からイスラエル占領下のゴラン高原に侵入を試み、イスラエル軍と衝突、死傷者が生じる事案が発生した。

15 オバマ米大統領は11（平成23）年4月、デモ鎮圧を含むシリア国内の人権侵害に関与した個人および組織の米国内の資産を凍結し、上記対象者・組織と米国民・企業との取引を禁止する大統領令に署名した（5月には制裁対象を拡大）。EUは同年5月、シリアへの武器や弾圧に使用される装備品の輸出禁止、国民の弾圧に関与した政権幹部らに対するEU域内への渡航禁止および資産凍結を規定する制裁措置を決定した。また、国連人権理事会は同年4月、特別会合を開催し、人権侵害の即時停止を求めるとなどを内容とするシリア人権状況決議を採択した。

これを受けて11（同23）年3月19日、米国、英国、フランスなどから構成される多国籍軍がリビアに対する軍事行動を開始した。多国籍軍の軍事行動は、①リビア政府軍による攻撃からの市民の防護、②飛行禁止区域の設定、③リビアに対する武器禁輸の強化の3つの要素で構成されている¹⁶。初期の段階においては米国が多国籍軍を指揮・統制していたが、同年3月末までに全ての軍事行動の指揮・統制権限がNATOに委譲された¹⁷。

多国籍軍の初期の軍事行動は、飛行禁止区域設定のためのリビア政府軍の防空能力の破壊を優先し、軍事行動開始の数日後には飛行禁止区域の設定を完了させた。以後、多国籍軍は飛行禁止区域の偵察・監視を行いつつ、市民防護のためのリビア政府軍地上部隊に対する攻撃を重点的に実施している。さらに、武器禁輸強化のために艦艇による海上哨戒活動を実施している¹⁸。多国籍軍の軍事行動開始後、反政府勢力によって組織された暫定国民評議会は中部の諸都市を制圧し、首都トリポリなどが

所在する西部方面へと侵攻したが、政府軍が押し戻し、東部で膠着状態が続いている。11（同23）年6月、NATOは当初90日間としていた軍事行動の期間をさらに90日間延長すると発表した。

リビア情勢をめぐり、国際社会は軍事的な取組と並行して、政治的な取組も実施している。国連やアラブ連盟、NATOといった国際機関、欧米諸国の他、アラブ諸国を含む有志国は11（同23）年3月末に「コンタクト・グループ」の設立を決定した¹⁹。また、リビアにおける紛争を停止させるために、これまでアフリカ連合（AU）やトルコが仲介案を提示したものの、仲介成立には至っていない。

また、国際刑事裁判所（ICC）International Criminal Court 検察官は、安保理決議第1970号に基づいて捜査を開始し、11（同23）年5月、カダフィ革命指導者など3名について人道に対する犯罪の容疑で逮捕状を請求した。これを受けてICC予審裁判部は同年6月、カダフィ革命指導者など3名の逮捕状を発出した。

6 スーダン情勢

スーダンでは、83（昭和58）年から、北部のアラブ系イスラム教徒を主体とする政府と、南部のアフリカ系キリスト教徒主体の反政府勢力との間の南北内戦が、20年以上継続した。05（平成17）年に南北包括和平合意（CPA）Comprehensive Peace Agreement が成立したことを受け、国連安保理決議第1590号により設立された国連スーダン・ミッション（UNMIS）United Nations Mission in Sudan が展開、CPAの履行支援のための停戦監視

16 「NATOとリビア：メディアのための作戦のアップデート」。

17 当初、米国の統合軍の一つであるアフリカ軍が多国籍軍の指揮・統制を行っていた。NATOへの権限委譲の後は、作戦連合軍最高司令部の下、イタリアのナポリに所在する統合軍司令部が、それぞれトルコのイズミルとナポリに所在する航空部隊司令部と海上部隊司令部を指揮・統制している。

18 NATOの軍事作戦は「一体化した保護者」（Operation Unified Protector）と称され、11（平成23）年4月5日現在、ベルギー、ブルガリア、カナダ、デンマーク、フランス、ギリシア、イタリア、オランダ、ノルウェー、カタール、ルーマニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、米国が参加している。他方、欧州連合（EU）は同年4月、国連から要請があれば、EUリビアミッション（EUFOR Libya）を立ち上げ、リビアにおける人道支援活動のための軍事行動を実施すると決定した。

19 「コンタクト・グループ」設立の目的は、①リビア支援のための国際的取組に対しリーダーシップと包括的な政治的指針を付与すること、②リビアに関する国際的対応を調整するための協議の場を提供すること、③リビア側と連絡するにあたっての国際社会における中心的な場を提供すること、とされている。11（平成23）年4月にはカタールにおいて第1回目の会合が開催され、リビア国民の支援のための資金管理を行う枠組みを創設することで合意した。同年5月にはイタリアにおいて第2回目の会合が開催され、暫定国民評議会の金融支援に係る要求などの確認および調整を行う「リビア情報交換メカニズム」を設立することを決定した。同年6月にはアラブ首長国連邦において第3回目の会合が開催された。

などを開始した²⁰。09年(同21)年7月、常設仲裁裁判所(PCA)がスーダン中央部アビエ地域の境界線の最終判決を発表し、同年12月末には南部独立およびアビエ地域帰属を巡る住民投票法案が成立した²¹。他方、10(同22)年4月、CPAに基づき、総選挙が実施され、国民統一政府大統領に現職のバシール大統領が、南部自治政府大統領に現職のサルヴァ・キール南部大統領が、それぞれ当選した。また、11(同23)年1月には、南部独立を問う住民投票が実施され、同年2月、南部スーダン住民投票委員会は、南部スーダンの分離が98.83%の圧倒的多数で支持された旨の最終結果を発表した²²。この結果を受けて、同年7月にも新たな独立国家が誕生する見込みであるが、各種課題が指摘されており²³、今後の動向が注目される。

同国西部のダルフル地方では、03(同15)年から、アラブ系の政府とアフリカ系反政府勢力の間で紛争が激化した。大量の国内避難民の発生などもあり、国連をはじめとする国際社会はダルフル問題を深刻な人道危機として扱っている。06(同18)年5月に政府と主要な反政府勢力の一部の間でダルフル和平合意(DPA)が成立したことを受け、07(同19)年7月、国連安保理はダルフル国連・AU合同ミッション(UNAMID)の創設を決定する決議第1769号を採択した。10(同22)年2月以降、国連・AU・カタールなどが仲介し、カタールの首都ドーハにおいて、スーダン政府と「正義と平等運動(JEM)」をはじめとするダルフルの反政府勢力との間で、和平協議が断続的に行われているもの²⁴、スーダン政府軍と反政府勢力との戦闘が継続して発生してお

り、一進一退の状況が続いている。

他方、国際刑事裁判所(ICC)が、バシール大統領に對して、09(同21)年3月にダルフル紛争における人道に対する犯罪および戦争犯罪の容疑に基づき、10(同22)年7月にはジェノサイドの容疑に基づき、それぞれ逮捕状を発付したが、その後の状況に特段の進展は見られていない。

7 ソマリア情勢

ソマリアでは、91(同3)年以降、無政府状態が継続した後、05(同17)年に「暫定連邦政府」(TFG)が発足したが、これと対立するイスラム原理主義組織「イスラム法廷連合」(UIC)などとの間で戦闘が激化した。06(同18)年12月、エチオピア軍がTFGの要請を受けて軍事介入し、UICを駆逐した。翌07(同19)年1月、AUソマリア平和維持部隊(AMISOM)が創設され、また、08(同20)年8月には、ジブチにおいて、UICなどが結成した「ソマリア再解放連盟」(ARS)とTFGとの間で、和平合意が締結された。09(同21)年1月、ARS指導者のシェイク・シャリフがTFGの新大統領に選出されたが、TFGの支配地域は、首都モガディシュの一部にとどまっておらず、全土を掌握していないことなどから、治安回復の見通しは立っていない。09(同21)年5月以降、反政府イスラム武装勢力「アル・シャバーブ」などとTFGとの戦闘が激化している。また、AMISOM派遣国であるウガンダで10(同22)年7月、アル・シャバーブによるとみられる爆弾テロが起きるなど、引き続き反政府勢力による活動が継続している²⁵。

20 UNMISのマンデートは11(平成23)年4月末に安保理決議第1978号により、CPA履行期間満了日である同年7月9日まで延長された。同年5月、国連事務総長は安全保障理事会に対する報告の中で、南スーダンにおける平和構築のための尽力と政治支援、治安部門改革及び法の支配への支援、衝突の緩和や文民保護を含む安全保障を主な任務とする新たなPKOミッションの創設を提言した。

21 アビエ地域は南北紛争時の激戦地の一つで、豊富な石油資源が埋蔵されていることなどから南北双方が領有権を主張している。同地域の帰属は11(平成23)年1月の住民投票によって決定される予定であったが、住民投票は実施されておらず、未だ帰属は確定していない。同年5月には、北部スーダン政府軍(SAF)が同地域へ侵攻し制圧するなど、緊張が継続している。同年6月、安保理は決議第1990号により、同地域に国連アビエ暫定治安部隊(UNISFA: United Nations Interim Security Force for Abyei)を設置した。

22 南部スーダン住民投票が平和裏に実施されたことを受け、米国はスーダンをテロ支援国家のリストから除外することを検討している。

23 主な課題として、アビエ地域の帰属・南北境界線画定や市民権の問題が残っている。また、ポストCPA課題として南北間の石油収益配分、通貨、債務・資産配分、ナイル川水利権などが挙げられる。

24 11(平成23)年1月には、JEMとこれとは別の反政府勢力「解放と正義運動(LJM: Liberation and Justice Movement)」はダルフル和平プロセスを進展させるため協働する旨の共同声明を発表するなど、一定の進展がみられている。

25 10(平成22)年8月には反政府勢力が首都モガディシュのホテルを襲撃し、国会議員を含む30人以上が死亡する事件が発生した。

同国周辺海域では、08（同20）年以降、海賊・武装強盗事案が急増した²⁶。国連安保理は、同年夏以降累次にわたり、各国に海賊対策のための艦船の派遣などを要請する決議を採択した。このような状況の中、現在、各国がソマリア周辺海域に艦船などを派遣し、海賊対策活動を行っている。

8 ハイチ情勢

ハイチにおいては、00（同12）年の選挙を巡って情勢が悪化し、アリスティッド大統領（当時）に反対する暴徒や組織犯罪集団などによる同国内の政治的・社会的混乱が生じた。04（同16）年6月、国連安保理は安全かつ安定的な環境の確保などを任務とする国連ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）United Nations Stabilization Mission in Haitiを設立した²⁷。ハイチの治安は回復傾向にあったが、10（同22）年1月の大地震を受けて、国連安保理は迅速な復興、再建および安定化の取組を支援すべくMINUSTAHを約3,500人増員することを決定した²⁸。現在、従来の治安維持任務に加えて、工兵部隊による瓦礫の除去や道路の補修活動といった取

組が各国により行われている。こうした中、10（同22）年10月にコレラの発症が報告され、感染が拡大しており、各国による医療活動が行われている²⁹。また、同年11月、任期満了に伴う大統領選挙が実施されたが、第1回の投票では当選者は確定せず、11（同23）年3月に実施された決選投票の結果、同年4月、マルテリー氏の当選が決定した。

9 東ティモール情勢

東ティモールでは、06（同18）年8月、国民和解に向けた政治対話の促進、東ティモール国家警察への支援を通じた治安の回復・維持などを目的とした国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）United Nations Integrated Mission in Timor-Lesteが設立された。その後、安定化に向けた政治的・経済的努力が続けられ、現在、治安情勢は安定している。12（同24）年の国民議会および大統領選挙に向け、同国の平和と安定、発展を促進する観点から、UNMITのマンデートは12（同24）年2月26日まで延長された³⁰。なお、東ティモールは同年までのASEAN加盟を目標としている。

²⁶ 国際海事局（IMB：International Maritime Bureau）によれば、10（平成22）年にはソマリア海賊による被害が219件（アデン湾で53件、ソマリア沿岸で139件、紅海上で25件、アラビア海で2件）発生した。

²⁷ 国連安保理決議第1542号（04（平成16）年4月採択）。

²⁸ 国連安保理決議第1908号（10（平成22）年1月採択）。

²⁹ 国連人道問題調整事務所によれば、11（平成23）年2月現在、延べ感染者数が約21万6,000人、死者数が4,131人に上っている。

³⁰ 11（平成23）年2月の国連安保理決議第1969号により延長されている。11（同23）年5月末現在、39か国から1,280名が派遣されている。

COLUMN

最近の北アフリカ・中東情勢について

10（平成22）年12月にチュニジアで発生したデモに端を発し、北アフリカ・中東の多くの国々において政府に対する大規模なデモが発生した。

デモを受けて、チュニジアとエジプトにおいては長期間在位していた大統領が辞任し、イエメンにおいては大統領が任期満了前の辞任を表明した。リビアにおいては、当局による国民に対する暴力が継続し、国際社会が国連安保理決議に基づく措置をとることになった。シリアでもデモ隊と治安部隊間の衝突が発生している。

これらの国々の国情はそれぞれ異なり、デモの背景などは一様でないが、長期政権が続き、国民の政治的自由が制限を受けてきたとされている。また、この地域でデモが波及した背景として、携帯電話とインターネットの普及やソーシャルメディアの利用者増加により、参加者間の連携や近隣諸国の状況に関する情報の入手が容易になったことなどが指摘されている。

地域の安全保障環境、中東和平、エネルギー供給、地域における米軍のプレゼンスなどへの影響という観点から、この地域におけるデモの今後の展開や他国への波及について、注目していく必要がある。